

自由民主党の山田俊男です。

私は、自由民主党及び公明党を代表いたしまして、民主党提出の農業協同組合法等の一部を改正する法律案に反対の立場から討論を行います。

まず、本法律案の内容に関しまして、反対の理由を申し上げます。

第一に、本法律案に示された協同組合組織は、構成する組合員の経済的、社会的地位の向上をはかることを目的とする団体であり、このような目的を達成するために行う政治活動については、他の個人や法人と同様に憲法上も認められた当然の権利であります。

他の法律に類似の規定があるからといって、横並びを主張するのは、自らの提案の論拠のなさを表明しているだけであり、ましてや法的に農家そのものとみなされる農業経営体である農事組合法人まで含めるのは、この提案が全く法的な検討もなされないまま出された欠陥法立案であることを証明しています。この点は、わが党の岩永委員が、当委員会で質疑した通りであります。

第三に、協同組合組織の国際機関である国際協同組合同盟は、一九六六年の大会において、これまで定めていた協同組合原則における政治的中立の規定を除外しているのです。これは、協同組合組織や構成員たる組合員がその目的の達成のために政治的活動を行うことは避けられない権利でもあるとしたためです。本法律案の政治的中立の主張は、世界的な論議の経緯を全く踏まえないものでもあります。

もちろん、政治的活動のうちの選挙活動等については、他の法人と同様、公職選挙法や政治資金規正法に抵触してはならないことはもちろんです。先般の衆議院財務金融委員会における附帯決議に盛り込まれている「貸出等の金融業務の実施に際して、政治的意見により差別を行ってはならない」という政治的中立の確保は、当然のことであります。

第三に、本法律案の提出を受けて、全国農業協同組合中央会、全国漁業協同組合連合会及び全国森林組合連合会がこぞって抗議声明を発出していることでもあります。厳しい経営環境の中で日夜努力を続けている農林漁業者は、生産現場の切実かつ正当な要望を実現するために行っている主体的な活動を、民主党が選挙対策とからめて政争の具としていることに怒りの声を上げております。

このように、本法律案は、憲法が保障する政治的信条の自由に抵触するものであり、かつ世界の協同組合の潮流からも外れたものであり、協同組合組織の活動に圧力を加えるとともに、農林漁業者の不安をあおる危険性が懸念されます。しかも、次期衆議院選挙を控えて本法律案を「政治利用」する意図があるとしたならば、党派的利害に基づくものであり、議案提出権の濫用と言わざるをえません。

我が国の農林水産業をとりまく環境の厳しさについては、ここにいる各党・各委員が共有する認識であり危機感であります。今こそ、我々は共同して、全国の農林漁業者や彼らが組織した協同組合組織の切実な要求に耳を傾け、その実現に邁進しなければならぬのです。その切実な要求の実現活動を潰すようなことをしていいのでしょうか。

民主党による本法律案の提出は、農林漁業者の切実な要求を受けとめなければならない政党としての政治的使命を自ら制約するものであると言わざるを得ないのです。

提出者の見識を疑わざるをえません。

以上申し上げて、私の反対討論といたします。